

会員向けサービス「@George iPTV」特約

第1章 総則

第1条（@George iPTVの提供）

1. 株式会社インボイス（以下「当社」といいます）は、株式会社クーレボ（以下「クーレボ」といいます）が提供するメディア・サービス・プラットフォームを利用し、この@George iPTV 特約（以下「本特約」といいます）に従い、コンテンツ配信サービス「@George iPTV」（以下「本サービス」といいます）を提供します。当社は、本サービス提供に関する業務をクーレボに委託しています。
2. 本サービスは、当社が別途定める「@George 会員規約（約款）」（以下「会員規約」といいます）第3条第3号および第21条第1項第3号に規定する会員向けサービスのうち、クーレボを提携事業者とする提携事業者サービスであり、本特約に定めるものを除き、会員規約の規定が適用されます。本特約と会員規約の規定とが抵触する場合、本サービスの提供に関する限り本特約が優先して適用されます。
3. 本サービス会員は、会員規約および本特約に規定のない事項については、クーレボの下記 Web サイトに掲示されている「VOD サービス利用規約」（以下「VOD サービス利用規約」といいます）を遵守するものとします。
<http://www.cool-revo.co.jp/agreement.php>
4. VOD サービス利用規約と会員規約または本特約が抵触した場合、本サービスの範囲、内容および利用料金に関する規定を除き VOD サービス利用規約が優先するものとします。

第2条（用語の定義）

1. 会員規約において定義された用語の意味は、本特約においても同一の意味で使用します。
2. 本特約において、以下の用語の定義は以下の意味で使用します。
 - (1) 「本サービス契約」とは、本サービスの提供を受けるための当社との契約をいいます。
 - (2) 「本サービス会員」とは、会員規約、本特約、VOD サービス利用規約に同意したうえで、当社所定の方法により当社と本サービス契約を締結し、当社から本サービスの全部または一部を利用する資格を付与された会員をいいます。
 - (3) 「本サービス利用料金等」とは、本サービスにかかわる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
 - (4) 「コンテンツ」とは、クーレボのサーバーに蓄積され、または当社のサーバーを介して配信される、文書、音声、音楽、映像、画像、プログラム、その他の電子データをいいます。
 - (5) 「コンテンツプロバイダ」とは、本サービスを利用してコンテンツを本サービス会員に提供する事業者をいいます。
 - (6) 「サービス基本料金」とは、本サービス会員が支払う月額の基本料金をいいます。
 - (7) 「初期登録番号」とは、本サービス契約成立後、専用サイトへのログインまたはサインアップするために必要な番号、暗証番号、有料コンテンツを購入するために設定される数字の組み合わせをいいます。
 - (8) 「STB」とは、インターネット回線とテレビを接続するための機器であるセットトップボックスをいいます。この機器でインターネット配信されている映像をテレビ画面に放映します。
 - (9) 「STBセット」とは、STB・リモコン・付属品およびマニュアルをいいます。

第2章 本サービス

第3条 (本サービスの利用)

1. 本サービス会員が本サービスを利用するには、初期登録番号および暗証番号を使用するものとします。なお、本サービス会員は当社所定の手続きにより、暗証番号を変更することができます。
2. 本サービス会員には、初期登録番号および暗証番号を会員規約第3章各条に規定する会員ID等と同等に取り扱っていただきます。
3. 本サービスには、LiteプランとPremiumプランがあり、本サービス会員は、申込みの際にいずれかを選択していただきます。本サービス会員が契約期間中のプラン変更を希望する場合は、当社に連絡するものとし、変更の連絡を受けた翌日よりプラン変更が実施されるものとします。
4. コンテンツは、当社のWebサイト (<http://www.george24.com/option/iptv.php>) にてお知らせします。
5. 配信するコンテンツ本数および更新内容は、クーレボの責任で選定するものであり、クーレボの都合により、予告なく変更されることがあります。

第4条 (STB)

1. 本サービス会員が本サービスを利用するためのSTBは、当社の指定するものに限りません。
2. 当社によるSTBセットの貸出は、本特約第6章の規定に従います。

第5条 (サービスに関する著作権およびコンテンツの著作権)

1. 本サービスにおいて当社が提供している各種情報やコーポレートマーク、商標、映像や画像などのすべての著作権は当社または、第三者に帰属します。
2. 本サービスを通じて当社またはコンテンツプロイダが提供する各種コンテンツに関する著作権などの知的財産権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社または当該コンテンツプロイダに帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスのレイアウト、デザインおよび構造に関する著作権などの知的財産権その他の権利は、当社に帰属するものとします。

第6条 (利用建物)

本サービスは当社またはクーレボが指定する建物でのみ利用するものとします。

第3章 契約

第7条 (契約条件)

1. 本サービス契約は、当社が提供する「@George 有線インターネットサービス」を利用している会員であることを条件とします。
2. 理由のいかんを問わず、本サービス会員が「@George 有線インターネットサービス」の利用を終了した場合、本サービス契約も同時に終了します。

第8条 (解約手続)

1. 本サービス契約の解約を希望する本サービス会員には、会員規約第12条所定の方法により、解約を希望する日から2週間前までに当社に届け出ていただきます。
2. 本サービス会員は、当社より借り受けた機器 (STB セットおよびそれらに付属されている部品等) を受領時に近い状態に梱包し、当社へ返却するものとします。当社は、当社より貸し出した機器の返却を確認した日をもって本サービス契約の解約日とします。
3. 当社に返却された機器に破損・欠品があった場合、当社は、本サービス会員に対し別途

定める損害金を請求するものとします。

4. 本サービス会員には、解約事務手数料をお支払いいただくことについて、あらかじめ同意していただきます。

第4章 本サービス利用料金等

第9条（本サービス利用料金の内容）

1. 本サービス会員にお支払いいただく本サービス利用料金等は、会員規約第24条第1項各号のほか、本サービス会員の利用状況に応じ以下の全部または一部とします。なお、具体的な額は別表「料金表」のとおりとします。
 - (1) サービス基本料金
 - (2) 解約事務手数料
 - (3) その他、当社またはクーレボが定めた料金
2. 当社は、前項各号の料金のうち、サービス基本料金のみ当該月の日数に応じた日割りにて算出します。
3. 当社は、本サービス利用料金等の計算において1円未満の端数が生じた場合は、別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

第10条（本サービス利用料金等の免除）

本サービス会員の責に起因しない事由により本サービスを全く利用できない状態が生じた場合で、当社がそのことを認知した時点から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのことを当社が認知した時点以後の全く利用できない状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、当該月の日数に応じた日割りにて算出した基本料金相当額を免除します。

第6章 STBセット

第11条（適用範囲）

当社は、本章の規定に従い、1つの本サービス会員契約につき1台のSTBセットを貸出します。

第12条（STBセットの納入および引渡し等）

1. 当社は、STBセットを、当社の費用と責任で当社が指定する者（以下「当社指定業者」といいます）によって本サービス会員の指定する場所に送付するものとします。
2. 本サービス会員がSTBセットを受領したことにより引渡しが完了されたものとします。

第13条（保証）

1. 当社は引渡し時においてSTBセットをその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。
2. 本サービス会員がSTBセットの引渡しを受けた日から7日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、STBセットは正常に機能するものとみなします。

第14条（STBセットの利用等）

本サービス会員は、本規約の各条項および当社の指示に従い、STBセットを善良な管理者の注意をもって、使用、保管します。

第15条（修理・交換）

1. 本サービス会員は、STBセットに故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社

に通知するものとします。

2. 当社は、前項の通知を受領後、切分試験等を行い、STB セットの故障、毀損等が確認された場合、正常な物件（以下「代品」といいます）を提供し、本サービス会員は、代品を受領後速やかに、本サービス会員の費用と責任により代品の設置および設定を行い、故障、毀損等の生じた STB セット（以下「故障品」といいます。）を当社が指定する場所へ送付するものとします。
3. 前項において提供する代品は、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する機器とします。
4. 当社は、本サービス会員が STB セット本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、本サービス会員の責任ではない故障、毀損等が生じた場合に限り、当社負担で STB セットの修理または交換を行います。
5. 本サービス会員の責任により STB の故障、毀損等が生じた場合、その修理または交換の費用については、本サービス会員の負担とします。修理または交換の費用については別紙に定めるとおりとします。

第 16 条（禁止行為）

本サービス会員は次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) STB セットを当社の承諾なく移設すること
- (2) STB セットを日本国外に持ち出すこと
- (3) STB セットを譲渡または担保に供すること
- (4) STB セットを転貸または売却して第三者に利用させること
- (5) STB セットを分解、解析、改造などして、引渡し時の原状を変更すること
- (6) STB セットに添付されているプログラムの全部または一部の解析、改造、複製、改変、第三者への売却、譲渡、その他プログラムに関する著作権等を侵害する行為

第 17 条（STB セットの返却等）

1. 本サービス会員は、本サービスの解約日から 2 週間以内に、STB セットを当社指定の場所へ返却しなければなりません。
2. 本サービス会員は、本サービス契約が終了した場合または STB セットの変更による引渡しがあった場合、STB セットを本サービス会員の費用により原状に復したうえで、当社の指示に従い、速やかに当社が別に定める返却場所に返還するものとします。ただし、当社は本サービス会員に通知して物件の STB セットを放棄することができるものとします。なお、この場合、当社は STB セットについて、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何らの責任も負わないものとします。
3. 前項に基づく STB セットの返却については、当社が別に定める場合を除き、本サービス会員の費用と負担で行うものとします。
4. 第 1 項で定める返却期限を経過後もなお STB セットの返却がなされない場合、当社は、本サービス会員に対して、別紙に定める違約金を請求することができるものとします。

第 18 条（STB セットの滅失、紛失、盗難等）

STB セットの滅失、紛失、盗難した場合、本サービス会員は、直ちにその旨を当社に通知するものとし、本サービス会員は、別紙に定める金額を当社に支払うものとします。

第 19 条（責任の範囲）

1. 当社は、本サービス会員が本サービスの利用に起因して損害（情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または本サービス会員が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない）を負うことがあっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

2. 当社は、STBセットの保守点検、修理等にあたって、STBセットが接続される本サービス会員の通信機器その他本サービス会員の設備、物品等に損害を与えた場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力によるSTBセットの故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。
4. 本サービス会員によるSTBセットの使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何らの責任を負わず、本サービス会員がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

第5章 雑則

第20条（禁止行為）

本サービス会員は、会員規約第33条に規定する禁止行為のほか、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に規定する行為を行ってはなりません。

- (1) コンテンツを記録媒体に記録する行為
- (2) コンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為
- (3) コンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為

第21条（無保証）

本サービスにおいて本サービス会員が視聴するコンテンツについて、画像や音質の乱れがないことを含め、その正確性、完全性、有用性、最新性、信頼性、適合性等に関し、当社およびクレーボは、いかなる保証責任または瑕疵担保責任も負わないものとし、コンテンツ、データ等の瑕疵または欠陥により本サービス会員が損害を被った場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。

附 則

第1条（実施期日）

本特約は、平成27年2月1日から実施します。

別表 料金表

第9条に定める利用料金および適用条件

区分		金額（税抜）
サービス基本料金	Lite プラン	月額 952円
	Premium プラン	月額 1,900円
解約事務手数料		1,000円